

従前相当サービスの利用の判定基準について

令和7年4月30日

栗東市では、従前相当サービスの対象者について令和5年5月1日「従前相当サービスの利用について」により示していたところですが、より具体的な基準を次のとおりとし、基準に該当される方で専門職の関わりが必要であると判断できる方とします。利用者基本情報、介護予防ケアプランの原案と従前相当サービス利用理由書を地域包括支援センターに提出ください。

(1) 認知機能の低下や精神・知的障がいにより日常生活に支障がある症状や行動を伴う人
次の①から④のいずれかに該当する場合

①主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の方

②次の項目のいずれかに該当の方

主治医意見書

3-(3)	認知症の行動・心理症状(BPSD)	有
3-(4)	その他の精神・神経症状	有

※主治医意見書は介護認定判定時のもの。

③医師の意見で、上記①、②と同程度の症状があると認められる方

④精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳を所持している方

(2) 退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な人(3か月後に見直し、上限6か月まで)

・骨折等の事情も含まれます。

(3) 医療依存度の高い人【透析、インスリン治療、難病、脳血管疾患(片麻痺・高次脳機能障がいにより生活機能が低下している人)、在宅酸素、精神的不安定等継続的観察の必要な人】

・悪性腫瘍、関節リウマチ、オストメイトも含まれます。

・精神的不安定等とは、自立支援医療(精神通院医療費)または医師の意見がある方。

(4) その他の事情により利用が必要な人